



TKC経営支援セミナー2012



「会計で会社を強くする！！」

～決算書で自社を語ろう！～

第一部「Q&A経営に役立つ、金融に役立つ中小企業の
新しい会計ルール」 講師：所長 甲賀伸彦

第二部「消費税増税の対応について」 講師：統括部長 江口一生

甲賀伸彦税理士・行政書士事務所

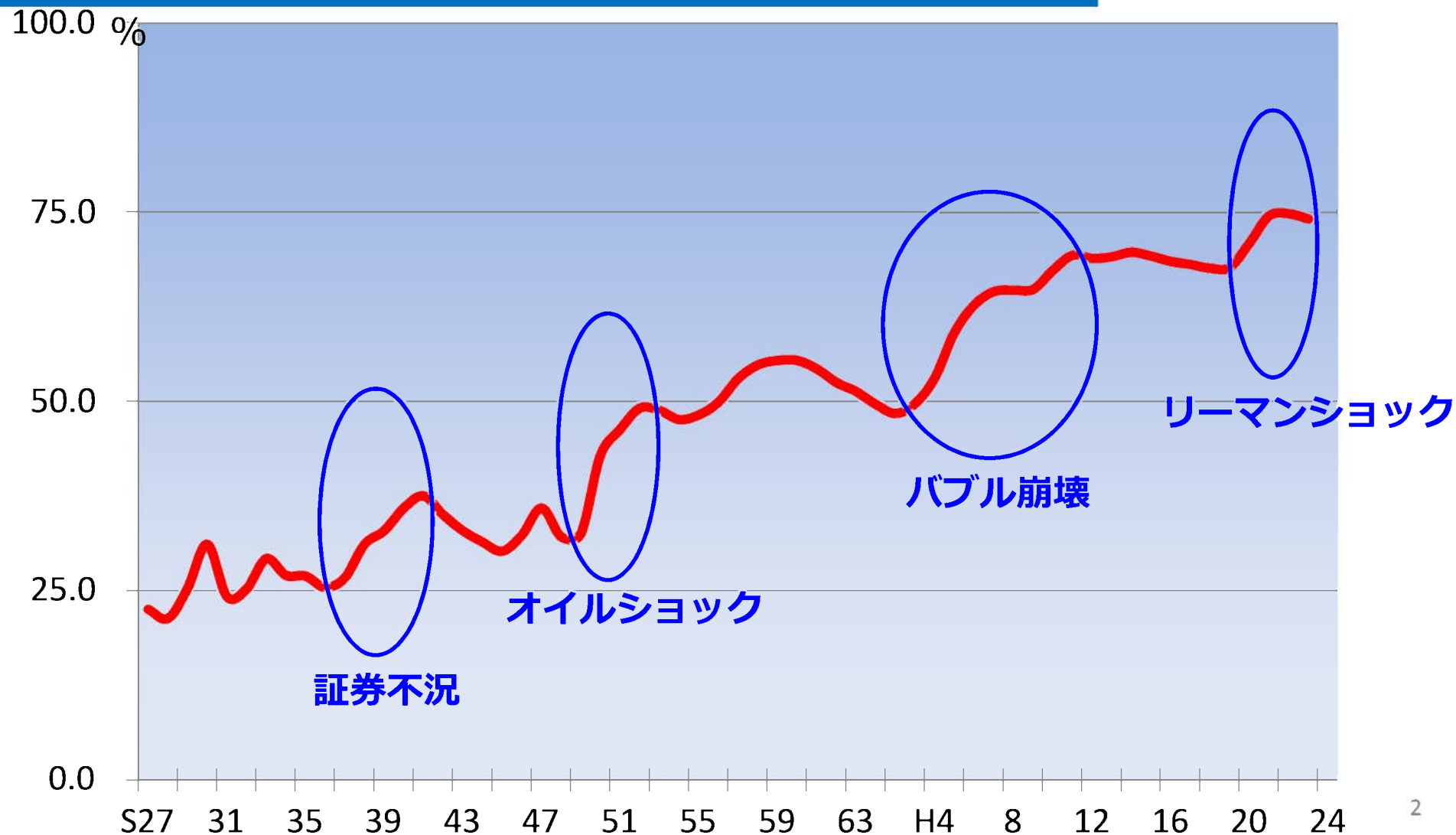
平成24年12月5日(水)

14:00～16:30

中小企業経営力強化支援法

1. 欠損割合の推移からわかる中小企業の危機

『国税庁50年史』 + 『法人税の申告事績の概要』



中小企業経営力強化支援法

2. 国の中小企業施策が変わりつつあります

中小企業基本法改正（1999年12月3日施行）

旧基本法の「弱者救済的な社会政策型施策」から「自助努力を支援する競争促進型施策」へと重点を移した。

中企庁

会社法(2005年6月29日成立・2006年5月1日施行) 「適時性」 「正確性」

中小企業憲章（2010年6月18日閣議決定）

「中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。」

中企庁

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（2011年5月16日公表）

金融機関が連携すべき「第三者の知見」として**税理士**を例示

金融庁

中小企業の会計に関する基本要領（2012年2月1日公表）

世界初ボトムアップ型の中小企業会計ルール

中企庁

金融庁

中小企業政策審議会企業力強化部会「中間取りまとめ」（2012年3月12日公表）

「金融と経営支援の一体的取組」の軸に「会計」を据え、**税理士**や地域金融機関に期待する役割を明示

中企庁

金融庁

中小企業経営力強化支援法（2012年6月21日成立 6月27日公布 8月30日施行）

経営支援の担い手として、内閣総理大臣と経済産業大臣が地域金融機関や**税理士**を認定する「**経営革新等支援機関**」制度

中企庁

金融庁

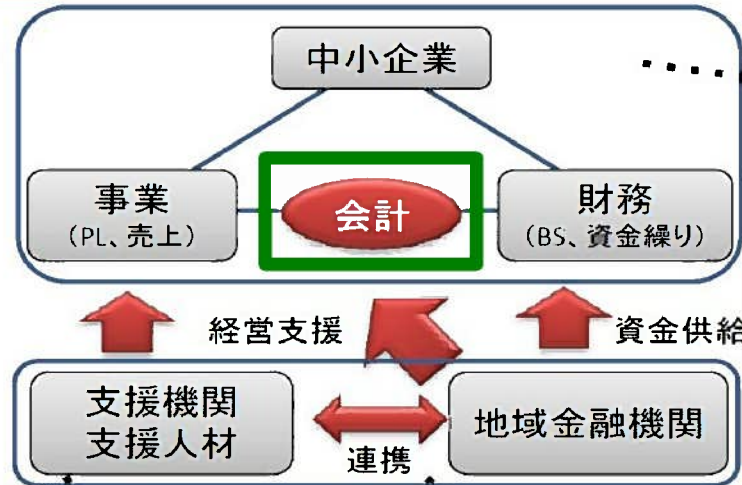
国税庁

中小企業経営力強化支援法

3. 国の中小企業施策と税理士の役割

3-④. 経営支援の担い手の多様化・活性化／中小企業金融

具体的な施策のあり方



中小企業の財務経営力の強化

○ **新たな会計ルールの整備・活用**
→ 記帳能力など中小企業の実態に即した会計ルールの整備

○ **自らの経営状況(PL、BS等)や資金繰りへの説明能力を高める**
→ 期中管理(経営計画や資金計画の作成等)体制の定着及び金融機関に対する説明能力の向上支援

経営支援の担い手の多様化・活性化

○ **経営支援の担い手の多様化・活性化を図る制度的措置**
→ 商工会等の支援機関に加え、中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援を行う金融機関や税理士事務所等を取り込むことにより、経営支援の担い手の多様化・活性化を図られるよう法的措置の検討

支援機関と金融機関の連携強化、人材育成

○ **金融と経営支援の一体的取組(リレーションシップ・バンキング)の推進**
→ 改正された監督指針の着実な実施 等

○ **支援機関と金融機関の連携強化**
→ 中小企業支援ネットワーク強化事業の活用(専門家の活用)、経済産業局と地域金融機関の連携強化に向けた「金融連携プログラム」の一層の推進

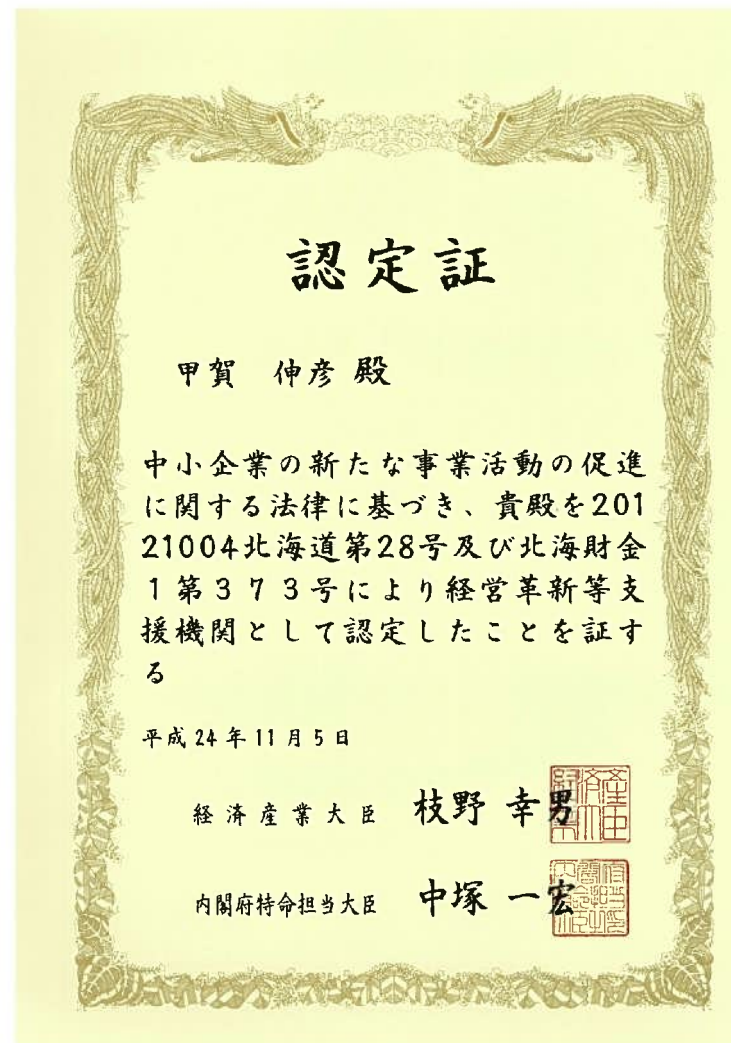
○ **高度、専門的な支援人材の育成**
→ 優れた支援機関(支援人材)が地域金融機関等の新たな担い手となる人材を受け入れて研修を行う事業に係る補助

中小企業経営力強化支援法(8月30日施行)

認定経営革新等 支援機関に なりました!!

釧路市内の認定支援機関は・・・
釧路信用金庫殿
鈴木圭介税理士事務所殿
甲賀伸彦税理士事務所
の3件となっております。
(平成24年11月5日現在)

当事務所は、**中小企業経営力強化支援法**に基づく、**経営革新等支援機関**として財務局・経済産業局より認定を受けました。



概要

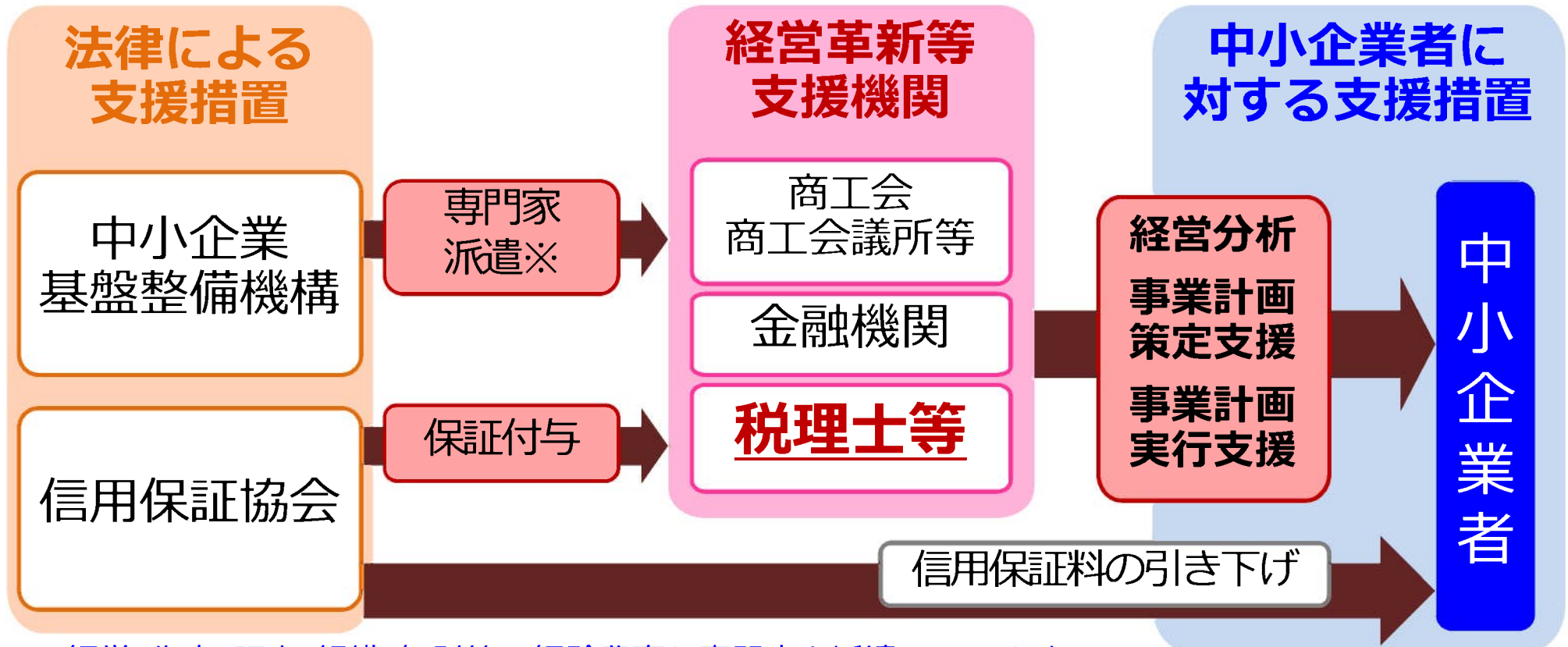
※中小企業経営力強化支援法の目的は

1. 中小企業支援者を国が認定し、
「中小企業の経営力」を強化する
2. 海外展開を促進するため、
海外子会社の資金調達を支援する

※経営革新等支援機関とは

既存の中小企業支援者・金融機関・**税理士**等

認定経営革新等支援機関として、



※経営・生産・販売・組織・知財等の経験豊富な専門家を派遣しています。

当事務所は、中小企業基盤整備機構等と協力・連携し、「**チーム**」として**専門性の高い中小企業支援**を行います！